

議案第15号

新居浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する  
条例の制定について

新居浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例を次の  
とおり制定する。

平成27年2月23日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する  
条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(保育料)

第3条 法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項各号の政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市が定める額（以下「保育料」という。）は、当該各号の政令で定める額を限度として規則で定める額とする。

2 前項の規定にかかわらず、幼稚園（新居浜市立幼稚園設置条例（昭和34年条例第

5号)第2条の表に掲げる幼稚園をいう。)を利用する支給認定子どもの保育料については、新居浜市立幼稚園保育料徴収条例(平成27年条例第 号)において定めるとおりとする。

(保育料の徴収)

第4条 市長は、保育園(新居浜市立保育所設置及び管理条例(昭和39年条例第21号)別表に掲げる保育園をいう。以下同じ。)において保育を受けた支給認定子どもに係る支給認定保護者又は扶養義務者(以下「支給認定保護者等」という。)から前条第1項に定める保育料を徴収する。

(保育料の減免)

第5条 市長は、特に必要があると認めるときは、保育料を減額し、又は免除することができる。

(保育園における延長保育料)

第6条 市長は、保育園において延長保育事業(法第59条第2号に規定する事業をいう。)による保育を受けた支給認定子どもに係る支給認定保護者等から当該延長保育事業に係る費用(以下「延長保育料」という。)を徴収する。

2 前項の規定により徴収する延長保育料の額は、30分までごとにつき200円の範囲内で規則で定める額とする。

(保育園における一時保育料)

第7条 市長は、保育園において一時預かり事業による保護を受けた小学校就学前子どもに係る保護者又は扶養義務者から当該一時預かり事業に係る費用(以下「一時保育料」という。)を徴収する。

2 前項の規定により徴収する一時保育料の額は、1回につき1,500円の範囲内で規則で定める額(規則で定める時間を超えて当該一時預かり事業による保護を受けた場合にあつては、当該額に30分までごとにつき200円の範囲内で規則で定める額を加算した額)とする。

(保育料、延長保育料及び一時保育料の納期限)

第8条 保育料、延長保育料及び一時保育料は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日までに納付しなければならない。

(1) 保育料 毎月末日

(2) 延長保育料 延長保育事業による保育を受けた日

(3) 一時保育料 一時預かり事業による保護を受けた日

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(特定保育所に係る保育料の経過措置)

2 法附則第6条第4項に規定する特定保育所における保育に係る保育認定子どもの年齢等に応じて定める額は、規則で定める額とする。

3 前項に規定する額は、第5条の規定を準用する。

(私立幼稚園に係る保育料の経過措置)

4 法附則第9条第1項各号の政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市が定める額は、当該各号の政令で定める額を限度として規則で定める額とする。

(新居浜市立保育所設置及び管理条例の一部改正)

5 新居浜市立保育所設置及び管理条例の一部を次のように改正する。

第1条中「に欠ける乳児又は幼児（以下「乳幼児」を「を必要とする乳児、幼児その他の児童（以下「乳幼児等」に改める。

第5条及び第6条中「乳幼児」を「乳幼児等」に改める。

第7条を削り、第8条を第7条とする。

提案理由

子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等を定めるため、本案を提出する。